

14 建 設

1 市道の状況

本市には高速道路 1 路線、国道 5 路線、県道 36 路線、市道 6,798 路線がある。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

年 月 日	市道実延長	改 良 済		舗 装 延 長		
		延 長	改良率	単 年 度	累 計	舗 装 率
22.4.1	2,287,895m	1,573,760m	68.8%	98,011m	2,052,207m	89.7%
23.4.1	2,295,043	1,584,381	69.0	88,299	2,140,506	93.3
24.4.1	2,295,946	1,589,658	69.2	6,172	2,146,678	93.5
25.4.1	2,301,667	1,597,842	69.4	7,243	2,153,921	93.6
26.4.1	2,304,101	1,603,051	69.6	2,519	2,156,440	93.6
27.4.1	2,306,154	1,606,748	69.7	2,370	2,158,810	93.6
28.4.1	2,310,624	1,607,897	69.6	6,257	2,165,067	93.7
29.4.1	2,312,238	1,611,365	69.7	1,871	2,166,938	93.7

2 市道認定等取扱路線数

区分	24 年 度		25 年 度		26 年 度		27 年 度		28 年 度	
	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長
認定	25	6,055m	33	2,983m	27	2,533m	20	2,075m	19	1,700m
変更	6	487	4	426	0	0	0	0	1	46
廃止	4	827	1	80	5	395	1	117	1	70

3 私道舗装整備状況

年 度	件 数	延 長	面 積	金 額
22	4	285m	951 m ²	2,578 千円
23	2	113	792	2,162
24	3	279	874	2,663
25	3	139	668	2,208
26	2	154	472	1,766
27	3	146	632	2,333
28	4	235	669	2,829

4 市営住宅の概要

管理戸数及び応募状況

年 度	団 地 数	管 理 戸 数	応 募 状 況		
			申 込 者	入 居 者	倍 率
23	54	2,958	347	78	4.45
24	54	2,958	350	102	3.43
25	54	2,958	301	105	2.87
26	54	2,862	317	102	3.11
27	53	2,860	250	92	2.72
28	53	2,881	225	90	2.50

建設戸数（着工）

年 度	市 営 住 宅	
	公 営 住 宅	特定公共家賃住宅
16	45 戸	0 戸
17	30	0
18	20	0
19	30	0
21	15	0
27	21	0
28	15	0

建替等建設計画

ア 公営住宅

居住水準の向上、高齢化社会への対応等を目的に、老朽化した住宅の建替建設をするものです。

平成 28 年度は、寿団地 B 街区の建替事業に伴い B-2 棟 21 戸が竣工しました。また、B-1 棟 15 戸の建設に着手しました。

5 国道 19 号松本拡幅の整備促進

計画概要

ア 計画区間：塩尻市境～島内平瀬口交差点先までの間

イ 計画内容：4 車線、L = 11.6 km、W = 30m（一般部）、32m～46m（立体部）

ウ 総事業費：約 170 億円 [ただし、事業化された渚～宮淵本村間(1.6 km)の事業費]

経過

平成 10 年 3 月	4 車線化の都市計画決定
平成 10 年度	渚から宮淵本村間が事業化（L = 1.6km）
平成 13 年度	事業化区間の設計協議及び用地測量を実施
～ 16 年度	

平成 17 年 6 月	事業化区間を 4 工区に分け、着手順の設定
平成 17 年度	第 1 工区の用地買収に着手
平成 22 年度	第 2 工区の用地買収に着手
平成 23 年度～	第 1、第 2 工区の工事に着手
平成 25 年 11 月	第 3 工区の補償調査に着手
平成 26 年 3 月	第 1 工区の渚 1 丁目交差点付近の工事が一部完成。上り車線の右折レーンが 2 車線化
平成 28 年 3 月	第 1、第 2 工区の渚 1 丁目交差点から田川小学校前までの歩車道、電線共同溝工事が完了し、暫定供用
平成 28 年度	国の用地国債制度により、松本市土地開発公社が用地先行取得を実施
	平成 28 年度末 事業化区間用地買収率約 32%

今後の取組み

- ア 第 1 工区・第 2 工区及び第 3 工区の用地買収と事業の促進、調整を行います。
 イ 事業の進捗を図るため、予算確保を国へ要望していきます。

6 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の整備促進

計画概要等

ア 松本波田道路

- ・事業区間：島立（松本 JCT（仮称））～波田（波田 IC（仮称））間
- ・事業内容：L = 5.3 km 盛土区間 W = 20.5m 橋梁区間 W = 19.5m

イ 国道 158 号奈川渡改良

- ・事業区間：奈川（奈川渡ダム）～安曇（小白川） L = 2.2 km W = 10.5m

ウ 波田渋滞対策道路

- ・事業区間：島々～三溝新田間 L = 4.5 km W = 16.0m

経過

平成 11 年 3 月	松本波田道路及び波田渋滞対策道路都市計画決定
平成 13 年度	松本波田道路事業及び渋滞対策道路事業が中断
平成 23 年 8 月	国が国道 158 号奈川渡改良を権限代行として事業着手
12 月	県が波田渋滞対策道路の事業再開説明会を開催
平成 24 年 1 月	国の事業評価監視委員会により松本波田道路の事業継続が決定
8～9 月	県が国道 158 号波田渋滞対策道路の工事説明会を開催し工事に着手 （平成 28 年度末 完成区間 L = 1,914m）
平成 25 年 12 月	国が松本波田道路の設計概要を 4 地区対策委員会に説明
平成 26 年 1 月～	国が松本波田道路の地元住民説明会及び環境説明会を開催
9 月	国が奈川渡改良の工事説明会を奈川、安曇地区で開催し、工事用道路の工事に着手
11 月	国が波田地区で松本波田道路の幅杭設置測量、用地測量に着手 県が国道 158 号三本松トンネルから稲核橋間（狸平区間）の地形測量

	に着手
平成 27 年 3 月	国が松本波田道路の新村、和田地区で幅杭設置測量に着手
6 月 ~	市が松本波田道路の事業用地として、波田扇子田運動公園の一部を処分
平成 28 年 2 月	市が松本波田道路に係る 4 地区の対策委員会にて事業経過等を説明
3 月	国が「中部縦貫自動車道（松本波田道路）対策地区連絡協議会」へ事業の進捗状況及び今後の用地取得の進め方等を説明
平成 28 年度	国道 158 号線奈川渡改良の 2 号トンネル工事の契約を締結
平成 28 年 11 月	市が松本波田道路利便性向上、地域活性化を図るため、地域活性化 IC の基礎調査、検討を実施
平成 29 年 2 月	中部縦貫自動車道（松本～中ノ湯間道路）建設・国道 158 号整備促進期成同盟会等が「国道 158 号奈川渡改良事業起工式」を開催
3 月	国が中部縦貫自動車道地権者会連絡協議会へ用地買収に伴う各地区の基準となる用地単価を提示
	市が松本波田道路の事業用地として、波田扇子田運動公園の一部を処分

今後の取組み

- ア 奈川渡改良は、早期の完成に向け、トンネル工事、橋梁工事の大幅な予算確保を国へ要望します。
- イ 国道 158 号狸平区間の調査促進と整備計画の早期提示を県へ要望します。
- ウ 波田渋滞対策道路は、未同意者への対応を進めるとともに、県との協力体制により、工事の早期完成に向けた取組みを進めます。
- エ 松本波田道路は、地域活性化 IC 検討のほか、地元要望に対する検討、調整を庁内、国・県と進めるとともに、用地買収を進めます。
- オ 中部縦貫自動車道の波田～中ノ湯間については、早期の路線決定を、国・県へ要望します。

7 交通安全対策

市民運動の推進

松本市交通安全市民運動推進会議、松本市交通安全母の会等の活動を中心に、県松本地方部・警察署・交通安全協会と連携し、市民総ぐるみによる交通安全運動を進めています。

季別の交通安全運動、交通安全学校訪問（高校、大学）等を実施しています。

交通安全教育の推進

松本市交通安全指導員を配置し、幼稚園・保育園及び地域高齢者クラブ等を対象に交通安全教室を開催しています。

ア 交通安全教室実施状況

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
回 数	227 回	234 回	225 回
園 児 数	11,072 人	11,025 人	10,699 人
保護者数	3,174 人	3,599 人	3,470 人
高齢者数	3,174 人	3,150 人	2,867 人
そ の 他	1,126 人	1,668 人	2,019 人
合 計	18,546 人	19,442 人	19,055 人

イ 事故防止安全用品の配布

(ア) 新入学児童交通安全ランドセルカバー、幼稚園・保育園児鈴付きワッペン

(イ) 高齢者用夜光反射材

ウ 自転車運転免許証交付事業

市内小学校 4 年生を対象に、自転車運転免許証を交付し、安全意識の向上を図っています。

交通マナー向上対策の推進

ア 主な対策内容

(ア) 「思いやり ゆずりあい運転の街 松本」をキャッチフレーズに、啓発ステッカーを全公用車に貼付し、市職員が自らマナー運転を実践するとともに、バス・タクシー会社、市内企業に協力を求め車両にステッカーを貼り付けて、啓発運動を推進しています。

(イ) 広報啓発活動として、「広報まつもと」への記事等の掲載、リーフレットの配布、街頭啓発を行い、自動車運転者や自転車利用者の交通マナー向上を呼びかけています。

イ 今後の課題

交通マナーの向上については、市民一人ひとりへの交通安全意識を高める粘り強い取組みが必要であり、今後、さらに関係機関・団体と連携をとり、事業を継続していきます。

第 10 次松本市交通安全計画の策定

平成 29 年度から 32 年度の 4 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めた「第 10 次松本市交通安全計画」を策定しました。

計画では、交通事故の総量抑制を図るとともに、松本市の課題である「高齢者」「子ども」「自転車」の関連する交通事故の削減に取り組みます。

8 自転車の安全利用対策

自転車駐車場の整備・管理運営

- ・平成 15 年度 松本駅周辺の放置自転車対策の一環として、860 台収容可能な松本駅北自転車駐車場（北棟）を増設
- ・平成 16 年度 長期間使用料（3 カ月・6 カ月・1 年）の割引制度を導入
- ・平成 17 年度 松本駅北自転車駐車場に 256 台分の自転車ラックを増設
- ・平成 18 年度 指定管理者による管理運営開始
- ・平成 19 年 3 月 JR 平田駅の開業に伴い、平田駅前広場無料自転車駐車場を設置
- ・平成 21 年 2 月 松本駅アルプス口自転車駐車場を供用開始

・平成 24 年 4 月 松本駅お城口広場整備事業に伴い再整備したお城口自転車駐車を供用開始
自転車駐車場設置状況

(有料施設)

駐車場		松本駅お城口広場	松本駅アルプス口	松本駅北	村井駅		
使用料	定期使用	収容台数	0 台	317 台	2,150 台	470 台	
		一般	1 カ月	/	1,540 円		
			3 カ月		4,150 円		
			6 カ月		7,390 円		
			1 年		12,930 円		
		高校生以下	1 カ月		1,020 円		
			3 カ月		2,750 円		
			6 カ月		4,890 円		
			1 年		8,560 円		
		原動機付自転車	1 カ月		2,570 円		
			3 カ月		6,930 円		
			6 カ月		12,330 円		
	1 年		21,580 円				
	一時使用	収容台数	200 台	58 台	0 台	150 台	
		自転車	100 円/日・回 (30 分までは無料)			100 円/日・回	
		原動機付自転車	150 円/日・回 (30 分までは無料)			150 円/日・回	
回数駐車券 (11 枚綴)	自転車	1,000 円			1,000 円		
	原動機付自転車	1,500 円			1,500 円		

(無料施設)

駐車場	南松本駅	島内駅	島高松駅	北松本駅前広場	平田駅前広場	合計
収容台数	250 台	108 台	54 台	390 台	390 台	1,192 台

放置自転車対策

ア 現状

松本駅周辺の放置自転車を一掃するため、平成 17 年に関係条例を改正し、対策を強化した結果、放置自転車が激減し、放置整理区域内は良好な環境が実現されました。

イ 放置自転車の撤去、返還、処分

放置整理区域等の放置自転車の撤去、返還を行い、保管期限の過ぎた自転車は処分等を行っています。

放置自転車整理状況

(単位：台)

年度	撤去	返還	処分等			
			警察引渡	売却	譲渡等	廃棄
26	1,223	551	15	919	15	0
27	1,087	453	10	805	14	0
28	1,101	600	4	752	20	0

自転車安全利用対策事業

ア 目的

自転車は、環境や健康の面から見直され、最も身近な交通手段であることから、自転車の有効かつ安全利用を推進するため、自転車安全利用対策事業に取り組みます。

イ 経過

昭和 56 年 2 月	「松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例」を制定
平成 13 年頃～	松本駅周辺に放置自転車が増加傾向
平成 17 年 8 月	関係条例を改正し、放置自転車対策を強化
平成 18 年 4 月	「放置自転車整理区域」を拡大
平成 18 年度～	自転車レーン等を整備

ウ 今後の対応

(ア) 自転車レーンの整備

自転車レーンの整備は、自転車利用者の多い JR 駅を中心として、通勤・通学路、学校周辺等を重点に取り組んでおり、平成 28 年度末現在で 5,770m が整備済となっておりますが、今後も整備を進めます。

(イ) 自転車運転ルール遵守・マナー向上の啓発

自転車の利用は、学生（高校・大学生等）が多く、事故率も高いことから、学校と連携し、学生に対するパンフレット配付や街頭啓発指導等を通じて、自転車安全利用五則や道路交通法が改正されたこと、自転車保険の加入についての周知、啓発に取り組みます。

9 歩行空間あんしん事業

目標

快適で歩きやすい歩行空間を確保するため、波打ち歩道の改修を中心に、市民生活に直結した道路環境の整備を目指すものです。

主な事業概要

ア 波打ち歩道の改修

イ 側溝の蓋掛け

ウ カラー舗装

エ 点字ブロックの設置

オ 歩道縁石の段差解消

現状の分析と今後の課題

平成 19 年から 37 年までに 14.2 km の波打ち歩道の改修を終了することを目標としており、28 年度末で 6,921m（48.7%）の改修が終了しています。

市民参加の道路整備を図るため、地域住民と行政が一体となって、問題点や要望等を検討しながら道路環境整備を進めます。

10 幹線道路の整備推進

目標

社会情勢の変化と多様化する市民ニーズを反映し、広域化した新市域全体における、総合的な交通体系の充実を図り、市民が安全かつ安心に暮らせる新しい時代にふさわしい道路整備を進めます。

経過及び現状

平成5年度から策定している道路整備五箇年計画に基づき、道路網の整備を計画的かつ効率的に進めています。

ア 内環状線の整備

(都)内環状北線(白板～大手)については、平成17年に完了しています。先線となる大名町までの区間は、松本城南・西外堀復元事業と一体的に整備を進めています。また、(都)内環状南線(中条)については、県事業として現在、整備を進めています。

イ 中環状線の整備

市道7202号線(合庁南線)は、平成15年に供用開始となり、その先線の市道7003号線は、平成25年度用地測量を実施し、平成26年度から補償算定、用地買収を進めています。

ウ 外環状線の整備

市道3171号線(南小松)及び市道3504号線(林、薄川左岸)の整備が完了しています。また、(都)出川浅間線(惣社)の一部が平成25年3月に完成しました。

エ 東西・南北幹線の整備

環状線を補完する幹線道路として、市道5005号線(奈良井川右岸)、(都)小池平田線(庄内)、(都)中条白板線(巾上)、(都)南松本駅石芝線(芳野)の整備を進めています。

なお、奈良井川右岸の市道5005号線の一部(下二子橋下流～島立橋間)は、平成22年11月、(都)小池平田線(出川)、市道5510号線及び市道5250号線(平田)は、平成28年3月に完成しました。

オ 拠点に関連した道路整備

(ア) 長野県で施行しています南松本駅南側踏切立体交差化事業に関連した(都)芳野双葉線(芳野)の整備が平成26年3月に完成しました。また、市道5295号線などの市施行分の整備については、平成27年5月に完了しています。

(イ) 松本臨空工業・新松本工業団地事業に関連した市道7817号線の整備については、平成28年3月に完成しました。

カ 補助幹線の整備

5支所管内では、市道波田98号線(波田地区)の整備を進めています。

今後の進め方

今年度、社会的動向、市民アンケート、これまでの五箇年計画からの課題を整理し、第56次道路整備五箇年計画を策定します。

今後は、継続する路線の早期整備を含め、本市の道路整備五箇年計画に基づき、着実な整備を推進します。

11 奈良井川流域河川整備

事業主体 長野県

経過及び現状

県は、奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、危険度が高い田川中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川下流域（田川流域から上流 700m）が早期に改修できるようにするため、田川下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備をしており、田川中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図っています。

今後の取組み

県は、今後おおむね 20 年間の治水対策として、河川改修を行うとしており、松本圏域河川整備計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定された奈良井川全体計画に基づいて整備を続けるとしています。

市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と、河川改修完了までの堆積土砂撤去や立木等の伐採を県へ要望します。

12 土地利用

松本市都市計画マスタープラン

ア 目標

都市計画マスタープランは、住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めるものです。旧都市計画基本方針(マスタープラン)は、平成7年国勢調査を基準数値、平成27年を目標年次として平成11年に策定されましたが、合併後の課題、少子高齢化・人口減少など社会経済情勢の変化などに対応するため、平成22年3月及び平成25年3月に見直しを行いました。平成37年を目標とする新たな都市計画マスタープランの策定により、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ります。

また、都市計画マスタープランの具現化を図るため、立地適正化計画策定を進めます。

イ 経過

- ・平成11年 5月 都市計画基本方針（マスタープラン）を策定
- ・平成18年度 都市マスの見直しに伴う基礎調査と課題整理
- ・平成19年度 全体構想、地域別構想の検討
- ・平成20年度 全体構想(案)、地域別構想（案）及び都市計画マスタープラン（素案）の作成
- ・平成21年度 都市計画マスタープランの見直し
- ・平成23年度 波田地区を含めたマスタープランへの見直しに着手
- ・平成24年度 波田地区を含めたマスタープランへの見直し完了
- ・平成26年度 都市計画マスタープランの進捗状況について市民評価を実施

- ・平成27年度 市民評価に基づき指標を一部見直し
立地適正化計画策定に着手
- ・平成28年度 立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域を設定

ウ 今後の進め方

本市の将来像を行政と市民、関係者が共有し、具体的な実施計画の立案と効果的な施策の実施を行います。

引き続きP D C Aサイクルを活用し、施策の進捗状況を確認することにより、マスタープランの実現を図ります。

策定した立地適正化計画において、居住誘導区域の設定を進めます。

市街化区域及び市街化調整区域

ア 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

イ 経過

昭和46年 5月17日	新都市計画法に基づく区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）を決定 〔市街化区域2,262ha(8.6%)、市街化調整区域24,168ha(91.4%)〕
昭和52年 7月28日	第1回定期区域区分の見直しが行われ、市街化区域が422ha増加
昭和55年 3月31日	流通業務団地を建設するため市街化区域が33ha増加
昭和59年 4月19日	第2回定期区域区分の見直しが行われ、市街化区域が846ha増加
昭和61年 4月28日	島立荒井・堀米と和田西原の特定保留区域の解除が行われ、市街化区域が90ha増加
平成 2年 8月23日	芳川小屋の特定保留区域の解除が行われ、市街化区域が22ha増加
平成 4年 6月25日	第3回定期区域区分の見直しが行われ、特定保留区域を決定
平成 5年 6月24日	小屋地区（既存集落）の特定保留区域の解除が行われ、市街化区域が20ha増加
平成 8年 8月26日	芳川野溝平田地区の緑農住区事業による随時変更により、市街化区域が0.03ha増加
平成10年 7月30日	第4回定期区域区分の見直しが行われ、市街化区域が20ha増加
平成11年 8月12日	庄内・村井巾下の特定保留区域の解除が行われ、市街化区域が35ha増加
平成12年 8月24日	新臨空南の特定保留区域の解除が行われ、市街化区域が15ha増加
平成16年 5月31日	第5回定期区域区分見直しが行われ、一般保留を決定
平成17年 4月 1日	4村合併により梓川都市計画区域が松本市の行政区域に編入
平成18年 7月 3日	松本市と波田町との行政界の変更に伴い、松本都市計画区域を変更面積に変更なし
平成22年 3月31日	波田町との合併により波田都市計画区域が松本市の行政区域に編入
平成22年11月 4日	第6回区域区分見直しにより、松本都市計画と梓川都市計画の統合及び空港東地区の都市計画区域編入に併せ、梓川地区と空港東地区を市街化

調整区域に区分、和田地籍への新工業団地建設に伴い、市街化区域が22ha増加

平成26年 2月10日 村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域が5ha増加
 平成26年11月 4日 松本市都市計画と波田都市計画を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分

都市計画区域の状況は、下表のとおりです。

(平成29年4月1日現在)

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847ha (100%)	松本	30,191ha (30.86%)	4,008ha (4.10%)	26,183ha (26.76%)	67,656ha (69.14%)

注 表示単位未満四捨五入により計が合わない箇所があります。

ウ 今後の進め方

都市計画区域マスタープラン（長野県決定）、松本市総合計画（第10次基本計画）及び松本市都市計画マスタープランと整合を図り、第7回定期区域区分見直しを進めます。

用途地域

ア 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

イ 経過

松本都市計画区域

平成10年 7月30日 第4回定期区域区分見直しに伴い、用途地域を変更
 平成11年 8月12日 庄内・村井巾下の市街化区域編入に伴い、第1種低層住居専用地域を35ha増加
 平成12年 6月13日 渚・鎌田・南松本及び松原寿台の用途地域を見直しにより変更
 平成12年 8月24日 新臨空南の市街化区域編入に伴い、工業専用地域を15ha増加
 平成14年 1月 9日 平田の用途地域見直しにより、準工業地域を11.2ha増加
 平成15年 1月 7日 村井巾下の用途地域を見直しにより変更
 平成15年 7月11日 庄内と平田の用途地域を見直しにより変更
 平成22年11月 4日 和田地籍への新工業団地建設に伴う市街化区域拡大部を工業専用地域に指定
 平成26年 2月10日 村井東田地区の市街化区域編入に伴い、第2種中高層住居専用地域を5ha増加
 平成26年11月 4日 波田地区については、区域区分に合わせ、平成17年に指定した用途地域を見直し
 平成27年度 立地適正化計画策定に向けて都市機能誘導のために必要な用途地域の見直しについて検討着手
 平成28年 9月29日 立地適正化計画に即し、村井駅周辺地区の用途地域を見直し

用途地域の状況は下表のとおりです。

松本都市計画

(平成29年4月1日現在)

第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	
492ha (12.3%)	31ha (0.8%)	728ha (18.2%)	241ha (6.0%)	892ha (22.3%)	336ha (8.4%)	
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
30ha (0.7%)	114ha (2.8%)	167ha (4.2%)	577ha (14.4%)	163ha (4.0%)	237ha (5.9%)	4,008ha (100.0%)

注 10ha未満は、小数点以下第1位まで記載しています。

ウ 今後の進め方

「松本市都市計画マスタープラン」に基づく、集約型都市構造の具現化のため、立地適正化計画に即した現状分析を行うとともに、適切な用途地域の設定に努めます。

13 都市計画道路

松本市総合都市交通計画（都市計画道路の見直し）

ア 目標

都市構造や土地利用形態や社会経済情勢の変化などの課題に対応するため、平成22年度策定の松本市総合都市交通計画を踏まえ、都市計画道路の見直しを行い、次世代交通と統合した交通体系を構築し、市域における交通の利便性向上、良好な都市環境の形成を目指します。

イ 経過

平成12年 3月	松本市総合都市交通計画を策定
平成17年度	県が「都市計画道路見直し方針」を策定
平成18年度	計画策定に伴う基礎調査を実施
平成19年度	計画策定に伴う課題整理を実施
平成20年度	交通計画の基本方針の検討、都市計画道路の必要性の検討
	県が「松本都市圏総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）」を実施
平成21年度	交通計画の基本方針に沿った施策の検討、都市計画道路の実現性の検討
平成22年度	新たな「松本市総合都市交通計画」を策定
平成23年度	平成22年度策定した計画を公表、市民へ周知
平成24年度～	都市計画道路見直しの課題等検討

ウ 今後の進め方

廃止及び変更候補となった路線を含む市街地の主要道路網について、車線数、幅員等の条件別に費用対効果の分析を行ってききましたが、庁内検討や関係機関を含めた協議を通して方針を検討し、市民の合意形成を図りながら都市計画の変更を目指します。

また、内環状線構想については、歴史を活かしたまちづくりやまちなか居住の促進など中心市街地における土地利用施策を含め、総合的な視点でその位置や規模について検討を進めます。

都市計画道路の現状

松本都市計画

(平成29年4月1日現在)

規 模	計 画			実 施				
	路線数	延 長	構成比	改 良 済		うち舗装済		
				延長	進捗率	延長	対改良比	
1 自動車専用道路	4(幅員16m以上～22m未満)	1	5,300	4.5	0	0	0	0
3 幹線街路	2(幅員30m～40m)	3	13,940	11.9	1,443	10.4	1,443	100.0
	3(幅員22m～30m)	4	10,390	8.9	1,700	16.4	1,700	100.0
	4(幅員16m～22m)	23	45,530	39.0	27,999	61.5	27,999	100.0
	5(幅員12m～16m)	16	30,150	25.8	9,422	31.3	9,422	100.0
	6(幅員 8m～12m)	5	10,260	8.8	5,170	50.4	5,170	100.0
7 区画街路	6(幅員 8m～12m)	2	520	0.5	520	100.0	520	100.0
8 特殊街路	4(幅員16m～22m)	1	190	0.2	190	100.0	190	100.0
	7(幅員 8m未満)	4	470	0.4	470	100.0	470	100.0
計		59	116,750m	100.0%	46,914m	40.2%	46,914m	100.0%

14 緑の基本計画

概要

合併による市域の拡大、環境問題への関心の高まりなど社会情勢の変化に対応するため、平成9年度策定の「緑の基本計画」を平成26年度に見直しました。

見直しにおいては、緑の量を増やすことに加えて、緑の役割や機能面の質の向上を図ることや、緑を通じ自然や「いのちの大切さ」を学び、「いのちの循環」を新たな視点に、緑に関する総合的な方針として策定しました。

経過

平成 6年 3月	「緑のデザインマニュアル」策定(松本市)
平成 9年度	「緑の基本計画」策定(松本市)
平成14年12月	「波田町緑の基本計画」策定
平成16年 6月	都市緑地法(旧都市緑地保全法)改正
平成20年 4月	「松本市景観計画」策定
平成24年度	緑の現況調査、市民アンケートの実施
平成25年度	緑に関する市民会議の開催、計画案の検討
平成26年度	市民会議の開催、「松本市緑の基本計画」を見直し策定

平成27年度 「松本市緑のデザインマニュアル」の作成

今後の進め方

見直し策定した「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を広く周知するとともに、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

15 都市公園

都市公園の現況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

公園種別	開設公園数	開設面積 (ha)	備 考
街区公園	86	16.82	
近隣公園	11	16.77	
地区公園	4	34.90	
総合公園	2	81.61	
特殊公園	2	53.80	
広域公園	1	101.30	全体 152.30ha (うち松本市域 101.30ha)
都市緑地	54	40.51	防災緑地 3箇所
合計	160	345.71	市民一人当たり面積 14.65 m ²

アルプス公園

標高約 800mの丘陵地に、起伏に富んだ地形、恵まれた緑の自然を生かした総合公園として、雄大な北アルプスや安曇野、美ヶ原を一望でき、自然に囲まれた中に、小鳥と小動物の森、山と自然博物館、ドリームコースター等があり、年間 15 万人を越える利用者でにぎわっています。

さらに、新たな 42.4ha の公園区域について、都市環境の保全、自然との共生に対応できる整備を進め、平成 19 年 5 月にリニューアルオープンをしました。既設開園部については、より利用者の利便を図るため再整備を継続しています。

- ・ 位 置 松本市大字蟻ヶ崎
- ・ 面 積 71.11ha
- ・ 事業年度 平成 10 年度～34 年度

16 市街地整備事業

中心市街地の整備

歴史的風致維持向上を図る街なみ整備や、本市の特色である水と緑を活かした憩いの場を創出することにより、人や環境に優しい「中心市街地の活性化」・「賑わいのあるまちの創出」を目指し、整備を進めてまいります。

ア 歩いてみたい城下町整備事業

中町・下町・お城東・中央東・お城周辺地区を「歩いてみたい城下町地区」として一体的な整備をすることで、松本駅から松本城までの歩行者の回遊性を高めることにより、生活環境の向上、

地域の活性化を目指します。その実現に向け地元住民と協働で策定した「まちづくり整備方針」及び「整備計画」に基づき、順次整備を行ってまいります。

平成 22 年度	お城周辺地区まちづくり整備基本方針策定 歩いてみたい城下町まちづくり連合会設立 高砂通り道路整備工事（H22～H24） L=140m 修景補助 中央東地区 2件 お城下町地区 2件
平成 23 年度	お城周辺地区整備計画策定 歩いてみたい城下町地区まちづくり基本方針・整備計画策定 高砂通り他 1 路線道路整備工事 L=179m 修景補助 中央東地区 2件 お城下町地区 2件
平成 24 年度	高砂通り他 4 路線道路整備工事 L=481m 市道 2028 号線他 2 路線測量設計委託業務 L=810m 修景補助 中央東地区 1件
平成 25 年度	市道 1531 号線他 1 路線道路整備工事 L=268m 修景補助 中央東地区 3件 松本城大手門枡形跡広場整備工事(暫定整備)
平成 26 年度	市道 1531 号線道路整備工事 L=232m
平成 27 年度	市道 2030 号線測量設計業務委託 L=280m
平成 28 年度	市道 2030 号線道路整備工事 L=90m 市道 2026 号線測量委託 L=280m 市道 2784 号線交差点整備 4箇所

イ 水と緑の空間整備事業

本市の特色である湧水箇所など、多くの人を訪れる場所や小公園等市街地の緑化を推進するものです。

「水めぐりの井戸整備事業」で整備した湧水箇所や小公園等に樹木を配置して緑陰を確保、併せてベンチなど休憩施設を設けることで水や豊かさを感じられる集い、憩いの空間を創出するため、地元住民や利用者の意見をワークショップ等で集約、整備内容に反映します。

平成 27 年度	整備箇所 6 か所
平成 28 年度	整備箇所 6 か所

新市街地の整備

ア 土地区画整理事業

新市街地において、地域の特性を活かした良好な住環境を備えた市街地形成を進めていくため、土地区画整理事業を推進するものです。土地区画整理事業の施行者に対し、松本市土地区画整理事業助成要綱による技術援助と補助金の交付を行っています。（国等の補助金を得て施行する事業は対象外）

イ 事業開始から 30 年以上がたち、開発可能集団農地の 90%が整備済となったことから、技術援助の縮小、補助金の廃止を内容として、「松本市土地区画整理事業助成要綱」の改正を行いました

た。

ウ 今後は、施行中4地区の早期完成を目指して、引き続き技術援助に取り組んでいきます。

土地区画整理事業実施状況一覧表

(平成29年4月1日現在)

区分		面積(ha)	計画戸数	備考
事業完了地区	38地区	221.6	5,663	
施行中	両島(両島他)	3.1	118	施行年度 H23~H30
	村井町南(村井町南)	5.0	162	施行年度 H25~H31
	惣社(惣社他)	2.9	68	施行年度 H28~H32
	岡田東(岡田下岡田)	1.0	40	施行年度 H28~H33
	小計	12.0	388	
合計	42地区	233.6	6,051	

住みよいまちづくり(地区計画)の推進

ア 平成4年度「松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定しました。

イ 平成27年度までに松本都市計画地区計画(松本市決定)の決定がされた地区は、33地区 約283.5haです。

ウ 今後、土地区画整理事業区域内を中心に、地区関係者と検討、研究を重ねながら、住み良い魅力あるまちづくりを進めます。

17 景観形成事業

景観形成事業に関する各種計画策定の経過

昭和60年度 第4次基本計画に基づき「松本市都市美観整備計画」を策定

昭和63年度 都市景観形成モデル都市の指定
「松本市都市景観形成基本計画」を策定

平成元年度 松本市都市景観形成基本計画に基づき、松本城を中心とする約115haの区域を
景観形成重点区域として選定し、「松本市重点地区景観形成計画」を策定
「松本市建築物・広告等デザインマニュアル」を策定

平成3年度 「松本市大規模建築物等デザインマニュアル」を策定

平成4年度 「松本市都市景観条例」を施行

平成5年度 「松本市緑のデザインマニュアル」を策定

平成12年度 「松本城周辺高度地区」を都市計画決定
「松本市ライトアップ基本計画」を策定

平成14年度 「松本市公共案内サイン基本計画」を策定

平成17年度 「美しいまち、ふるさとの道再生モデル事業」の一貫として、3市1町2村により
「安曇野・松本平サイン整備ガイドライン」を策定

平成19年度 「松本市景観計画」の策定と、「松本市都市景観条例」の全部改正

平成20年度 「松本市景観条例」を施行

	「松本市屋外広告物条例」を施行
平成 21 年度	「松本市景観計画デザインマニュアル」を策定
平成 22 年度	「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定
平成 23 年度	「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が認定
平成 25 年度	松本市景観計画変更 平成 17 年合併 4 地区、空港東地区の高さ制限追加
平成 26 年度	波田地区の高さ制限追加
平成 28 年度	「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が変更認定

景観計画及び景観条例

ア 目的

本市の恵まれた歴史・文化・自然を活かした、風格ある景観づくりに努めます。このまちを更に美しく魅力あふれた快適なまちにし、これを次代の市民に引き継ぐために、昭和 63 年度策定の「松本市都市景観形成計画」を見直し、さらに実効性を高めるため、景観法に基づく「松本市景観計画」を策定し、併せて「松本市都市景観条例」の全部改正を行いました。

イ 経過

平成16年12月	「景観法」の施行（翌年 6 月に全部施行）
平成18年 6 月30日	景観行政団体になる
平成18年度	市民意向アンケート実施等の基礎調査を実施
平成19年 6 月	景観基本計画策定市民会議の設置
平成19年10月	市民説明会（市内 8 ヲ所）
平成19年12月	パブリックコメントの実施
平成20年 1 月	松本市都市計画審議会へ意見聴取
平成20年 2 月 8 日	松本市都市景観審議会へ諮問
平成20年 2 月19日	松本市都市景観審議会から答申
	松本市景観計画の告示
平成20年 3 月 6 日	松本市景観条例の公布
平成20年 4 月 1 日	松本市景観条例施行
平成25年 4 月 1 日	松本市景観計画変更 平成17年合併4地区、空港東地区の高さ制限追加
平成 26 年 4 月 1 日	松本市景観計画変更 波田地区の高さ制限追加

屋外広告物条例

ア 目的

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、景観計画の地域特性に応じた屋外広告物の表示、設置にルールを定めることで、良好な景観への誘導を図ることを目的に屋外広告物法による「松本市屋外広告物条例」を制定しました。

イ 経過

平成18年 7 月	「松本市屋外広告物条例」制定への取組みを決定
平成18、19年度	屋外広告物の現地調査
平成20年 7 月～	市民、事業者、各種団体への説明会

- 10月 パブリックコメントの実施
- 11月19日 松本市都市計画審議会へ報告
- 11月20日 松本市景観審議会から意見書の提出
- 12月18日 松本市屋外広告物条例の公布
- 平成21年 2月 1日 松本市屋外広告物条例施行
- 4月 1日 松本市既存屋外広告物改修事業補助金交付要綱施行
- 平成25年 4月 1日 既存不適格屋外広告物に関する経過措置を見直し、条例を一部改正
補助対象要件の見直しに伴い、松本市既存屋外広告物改修事業補助金交付要綱の一部を改正
- 平成27年 4月 1日 適用区域に波田地区を追加

歴史的風致維持向上計画

ア 目的

松本市では、地理的特徴を活かし、暮らしてきた人々の知恵によって生み出され、引継がれてきた活動が、城下町の町割や歴史的建造物と相まって歴史的風致を形成しています。

しかし、効率を優先した都市基盤整備により、歴史的街並み、伝統的文化の消失や、住民のつながりの弱体化により、伝統文化の継承が困難になってきています。

郷土の歴史や、地域の文化を保存活用し、次代へ引継ぐことが重要であり、歴史的建造物は、積極的な活用をすることが求められています。

このため、松本市固有の歴史的風致の維持向上を図ることを目的に、「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 23 年 6 月 8 日に国により認定されました。

イ 経過

- 平成 20 年 5 月「歴史まちづくり法」が施行
- 平成 22 年度 「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定
- 平成 23 年 5 月「松本市歴史的風致維持向上計画」の認定を申請
- 平成 23 年 6 月「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が認定
- 平成 23 年 3 月「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が変更認定

景観賞

ア 目的

松本の風土と歴史的環境に調和した景観の形成に寄与し、又は景観を向上させる創造的な諸施設及び景観形成の向上に貢献している団体又は個人を表彰することにより、景観に対する市民意識の高揚を図るものです。

イ 経過

平成元年度から実施しており、平成28年度までに230件が受賞しています。

組織

ア 松本市景観審議会

市長の諮問機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議する。
関係行政機関の職員、公共的団体の役職員、有識者、公募市民15名以内で組織

イ 歴史的風致維持向上協議会

松本の歴史的風致の維持及び向上に関する事項について協議する。
有識者、商工観光・建設建築・NPO等関係団体代表者、行政関係者15名以内で組織

ウ 景観賞選考委員会

景観賞を選考するため、有識者、公募市民10名以内で組織

今後の取組み

- ア 優れた景観形成への誘導を進めるため具体的な事例を示したデザインマニュアル（手引書）を活用し、松本市の景観の特質や景観形成の作法を広く市民や関係主体に呼びかけ、景観計画の推進を図ります。
- イ 本市が進める城下町の都市空間創出と高層建築物の関係について、松本のあるべきまちづくりの姿を念頭に、より良い景観形成を促進するため、事前協議制度に取り組みます。
- ウ 景観計画で定めた景観形成基準（行為制限）については、今後、より詳細な基準づくりが必要な場合は地域の特性や住民の意向を反映させるため、地域住民の合意を得ながら基準の変更を検討します。
- エ 景観賞の表彰、景観形成に関する研究・啓発・周知を推進し、市民の景観に対する意識の高揚に努めます。
- オ 屋外広告物条例の施行により、一定規模以上の広告物の表示設置には許可が必要となっていることから、条例の一層の周知を図り、許可申請を促進することで、良好な景観の保全と形成を目指します。
条例の施行に伴い、既存不適格から違反となった広告物については、広告主に対して粘り強く違反の是正を促します。
- カ 波田地区は、平成27年度から3年間の是正期間が設けられており、不適合広告物に対して、改善計画書の提出を求め、平成29年度までに、補助制度を活用した是正を促進します。
- キ 景観形成において、「松本市歴史的風致維持向上計画」の「歴史的風致維持向上施設」の整備及び管理に關しての具体的手法の検討に取り組みます。
- ク 近代遺産の保存活用制度を活用し、良好な歴史的風致を維持向上するため、管理者等への支援を実施します。

18 建築確認

建築確認申請等状況

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	
確認（計画変更含む。）	建築物	134	124	95
	工 作 物	7	4	11
	昇 降 機	8	5	8
	計	149	133	114
民間確認検査機関確認（計画変更含む。）	1,054	1,213	1,293	
計画通知（計画変更含む。）	41	15	28	
完了検査	174	111	94	
中間検査	6	12	5	

建築許可申請状況

区 分	法第 43 条	法第 44 条	法第 48 条	法第 51 条	法第 56 条の 2	法第 85 条	計
26 年度	62	0	1	0	1	16	80
27 年度	57	0	0	0	0	8	65
28 年度	72	1	0	0	1	10	84

注 「法」とは建築基準法のことです。

承認、指定申請状況

区 分	仮使用承認	道路位置指定	団地承認
26 年度	10	10	0
27 年度	3	4	0
28 年度	5	10	0

違反建築物の状況

区 分	手続違反・確認前着工	その他	計
26 年度	4	4	8
27 年度	5	7	12
28 年度	7	4	11

19 都市計画法に基づく開発許可件数

区 分	法第 29 条	法第 43 条	規則第 60 条証明	完了検査	その他
26 年度	53	106	71	51	13
27 年度	67	133	140	61	25
28 年度	49	138	113	57	25

注 「法」とは都市計画法、「規則」とは都市計画法施行規則のことです。

20 松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業

目標

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業を一体的に進め、松本城を中心とした歴史的風致維持向上を図るとともに、安全安心で快適な交通環境を構築するなかで、「国宝松本城と城下町の歴史を生かした、水と緑とにぎわいのあるまち」を目指します。

平成 28 年度までの経過

ア 松本城南・西外堀復元事業

松本城南・西外堀の復元は、30 年来の懸案事項であり、「松本城およびその周辺整備計画」では、外堀の史跡化を図るとともに、内環状北線整備と一体化し、地元の理解と協力を得て復元すると位置付けています。

事業に当たっては、地元の意見を伺いながら慎重に進めます。

昭和52年度 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定

平成11年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
平成18年度	文化庁の指導により発掘を実施
平成20年度	関係地権者に個別意向調査を実施
平成21年度	史跡範囲を決めるための測量調査を実施
平成22年度	地元説明会を5回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を研究
平成23年度	地権者等全ての関係者に対し、権利調査及び意向調査実施 歴史的風致維持向上計画策定（大臣認定） 松本城南・西外堀復元に係る事業計画を策定
平成24年度	都市計画公園区域変更 文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
平成25年度～	事業用地取得（平成28年度末 用地取得率約43%） 文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定

イ 内環状北線整備事業

内環状北線整備事業は、内・中・外環状線の一つとして、松本市総合都市交通施設整備計画（S60年策定）で位置付けられ、国道19号白板交差点から大手二丁目交差点（本町西堀線）間は平成2年度着手、平成16年度に完成しています。

大手二丁目交差点から松本城交差点間については、南・西外堀の復元と一体的に整備します。

昭和35年度	都市計画決定
昭和60年度	「松本市総合都市交通施設整備計画調査報告書」による内環状線の位置付け
平成2年度	都市計画変更（白板交差点～今町交差点の道路幅員を30mに変更）
平成9年度	都市計画変更（今町交差点～松本城入口の道路幅員を31mに変更）
平成11年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
平成20年度	関係地権者に個別意向調査を実施
平成21年度	地元説明会開催
平成22年度	地元説明会を5回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を研究 内環状北線の現況測量及び土質調査を実施
平成23年度	松本城南・西外堀復元事業と同様の取り組み
平成24年度	松本都市計画道路事業（3・2・12号 内環状北線）認可
平成25年度～	事業用地取得（平成28年度末 用地取得率約52%）

今後の進め方

ア 引き続き、関係権利者個々の具体的な条件整備を進め用地取得を目指します。

イ 丁寧な説明と慎重な対応により、ご理解とご協力をいただけるよう取り組みます。

21 橋梁長寿命化修繕計画

目標

今後、架替え時期を迎える橋りょうの維持管理を従来の方法で進めたときには、補修や架替え

に要する費用が一時的に集中します。限られた財源の中で効率的な維持管理を行うため、平成 20 年度から実施してきた橋梁調査を基に、平成 24 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修・架替えを行うことにより、橋りょうの安全確保及び耐用年数の向上を図ります。

経過

平成 20 年度	橋梁調査	83 橋 (15m以上の主要橋)	
平成 21 年度	橋梁調査	100 橋 (15m以上の主要橋)	緊急補修工事 千歳橋・月見橋
平成 22 年度	橋梁調査	168 橋 (5m～15m)	緊急補修工事 千歳橋・逢初橋
平成 23 年度	橋梁調査	150 橋 (5m～15m)	緊急補修工事 三城橋・清水元町橋
平成 24 年度	松本市橋梁長寿命化修繕計画策定		緊急補修工事 三城橋・小松橋・島立橋
平成 25 年度	緊急補修工事	島立橋	修繕詳細設計 出川橋他 5 橋 定期点検 94 橋
平成 26 年度	補修工事	出川橋・新庄橋・本庄橋	修繕詳細設計 松本橋外 4 橋
平成 27 年度	補修工事	出川橋・本庄橋・昭和橋・並柳北橋・藤見橋・松本橋	
	補修設計	中林橋外 4 橋	
平成 28 年度	補修工事	原橋・中林橋・下瀬黒橋・百瀬橋・中条橋・井川城橋	
	補修設計	八竜橋 外 5 橋	

平成 20～28 年度までに架替えた橋 並柳橋・大正橋・曙橋・平田橋・源橋・霞沢橋・裏の田橋・梓川 106 号橋・会吉橋・渚橋

今後の取組み

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、将来的な財政負担の低減、橋梁補修費の平準化及び道路交通安全性の確保を図ることを目的とし、橋りょうの長寿命化を進めます。

22 道路構造物定期点検事業

目標

平成 26 年 7 月道路法の改正により、橋りょう等の大型道路構造物について、5 年に 1 度の定期点検が義務付けられ、新たな定期点検要領が国から示されました。点検により構造物の健全性を把握し、さらに長寿命化修繕計画を策定し、構造物の安全性の確保と耐用年数の向上を図ります。

対象構造物

・橋梁	985 橋
・道路トンネル	1 箇所
・大型カルバート	4 箇所
・横断歩道橋	6 箇所

経過

平成 26 年度	橋梁点検	90 橋
平成 27 年度	橋梁点検	241 橋
平成 28 年度	橋梁点検	309 橋

今後の取組

各構造物について長寿命化修繕計画を策定し、将来的な財政負担の低減、修繕費の平準化及び道路交通安全性の確保を図ることを目的とし、事業を推進します。

23 次世代交通政策の推進

趣 旨

健康寿命延伸都市・松本を実現する重要施策として、市街地を中心に自動車に依存した社会構造を転換し、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人や環境にやさしい「新しい交通体系によるまちづくり」に向けた取組みを推進します。

主な経過

- 平成 21 年 9 月 1 日 庁内に次世代交通政策研究会を設置
- 平成 22 年 3 月 23 日 研究会がまとめた報告書（概要版）を公表
- 11 月 11 日 第 1 回松本市次世代交通政策検討委員会
（平成 27 年 2 月 23 日まで、15 回開催）
- 平成 23 年 5 月 30 日 次世代交通政策基本方針を策定
- 6 月 24 日 第 1 回海外先進地視察（6 月 30 日まで、フランス、ドイツ 5 都市）
- 7 月 7 日 中町通り交通実態調査（交通量、スピード）
- 9 月 1 日 海外視察報告会（市民・議会・関係団体など、20 回、延べ 683 名）
- 10 月 3 日 中町通り社会実験（10 月 28 日まで、26 日間、ハンプ設置など）
- 12 月 26 日 庁内専門部会（2 月 27 日まで、4 回開催、歩行者空間・ゾーン 30 など）
- 平成 24 年 2 月 1 日 第 1 回交通のまちづくり学習会（平成 26 年 12 月 12 日まで 9 回開催）
- 8 月 7 日 新しい交通体系によるまちづくりビジョンを策定
- 9 月 22 日 第 1 回社会実験（大名町通り・中町通り）
- 平成 25 年 1 月 9 日 新しい交通体系によるまちづくりビジョンの説明
（平成 25 年 6 月 24 日まで、35 地区町会・3 団体）
- 2 月 8 日 第 2 回社会実験（中町通りの速度抑制、2 月 9 日まで）
- 5 月 17 日 次世代交通政策検討委員会ワーキンググループ（39 回開催）
- 平成 26 年 4 月 1 日 店舗利用型パークアンドライド事業「エコ通パーク」運用開始
- 6 月 8 日 中心市街地交通量調査（10 日まで）
- 9 月 16 日 松本モビリティウィーク 100 円バスを運行（旅料飲食団体協議会と連携し、乗客への特典サービス実施、23 日まで）
- 10 月 1 日 信州大学附属病院へ「北市内線」乗り入れ
- 20 日 信大横田（横田信大）循環線において路線バス定時性調査の実施
- 11 月 8 日 まつもとバスと電車の交通ひろばを開催、あわせて公園通りの一部を歩行者専用区間化
- 平成 27 年 2 月 10 日 中町、中央東地区へ「ゾーン 30」に関する標識を設置
- 10 月 9 日 松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）を策定
- 23 日 交通のまちづくりシンポジウムを開催
- 平成 28 年 3 月 31 日 国が松本市次世代交通政策実行計画を、松本市総合交通戦略として認定
- 旭町地区へ「ゾーン 30」に関する標識を設置
- 7 月 21 日

今後の取組み

松本市総合交通戦略（松本市次世代交通政策実行計画）に基づき、次世代交通政策の具現化を図ります。

ア 公共交通充実のため、バスの増便や、ルート改善を行うとともに、ＩＣカードやバスロケーションシステムの導入により、利便性向上に努めます。

イ やさしい交通である歩行者、自転車については、通行空間の確保を図るとともに、レンタサイクルなど共用自転車の活用を進めます。

24 公共交通

概要

交通空白地域の解消と効率的な市民の交通手段の確保をめざし、公共交通の充実に取り組むものです。

主な経過

平成 19 年度	地域新交通システム検討委員会を設置（計 4 回開催）、検討委員会が「松本市地域新交通システムへの提言」を市長へ提出
平成 20 年度	【西部地域】松本市西部地域公共交通協議会を設置、松本市西部地域公共交通総合連携計画を策定 【四賀地域】松本市四賀地域公共交通協議会を設置
平成 21 年度	【西部地域】コミュニティバス実証運行を開始（4 ルートを基本） 【四賀地域】松本市四賀地域公共交通総合連携計画（3 カ年計画）を策定
平成 22 年度	【西部地域】コミュニティバスルート等を見直し（2 年目の実証運行開始） 松本市西部地域公共交通総合連携計画を変更（安曇、奈川及び波田地区を加える） 【四賀地域】実証運行を開始、アルピコ交通(株)会田線を廃止
平成 23 年度	【西部地域】コミュニティバスルート等を見直し（3 年目の実証運行を開始） 5 ルート 市営バス奈川線の実証運行等を開始（上限 500 円運賃導入・安曇地区の乗降を開始） コミュニティバス全バス停を固定式に更新（一部に手荷物置き・腰掛け機能付き） 【南部地域】アルピコ交通(株)を運行事業者とする南部循環線の実証運行を開始
平成 24 年度	【西部地域】コミュニティバスルート等を見直し（本格運行へ移行） 市営バス奈川線を波田駅まで延伸 【南部地域】南部循環線ルート・ダイヤを見直し（松本駅アルプス口へ乗入れ） 【四賀地域】四賀小学校開校に併せ市営バス四賀線・四賀地域バスのルート・ダイヤ見直しの検討
平成 25 年度	【イベント】第 1 回バスと電車の交通ひろばを花時計公園で開催 【西部地域】コミュニティバスルート等を見直し（5 路線） 【四賀地域】市営バス四賀線及び四賀地域バスのルート・ダイヤを見直し

【イベント】第2回バスと電車の交通ひろばを花時計公園で開催
【その他】松本大学において公共交通に係るアンケート調査を実施
コミュニティバス、市営バス、四賀地域バス、南部循環線の乗込調査を実施

平成26年度 松本市地域公共交通協議会が、地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰を受賞
市内小学校で「バスの乗り方教室」を実施（11月まで）
内田地区循環バス実証運行の実施
地域公共交通網形成計画の基礎資料とする住民移動実態調査を実施
【イベント】第3回バスと電車の交通ひろばを花時計公園で開催
平成27年度 西部地域コミュニティバス 30万人乗車達成記念式典を実施
松本市地域公共交通網形成計画を策定
平成28年度 バス事業者から路線廃止の申入れを受け、地域主導型公共交通事業により、代替交通として、ほしみ線、中山線の運行を開始

今後の取組み

ア 西部地域では、西部地域コミュニティバスを国の事業を活用し、市が運行経費の一部を補助する協議路線に位置付けたうえで、民間事業者による本格運行に移行しています。今後は、利用状況等の評価・検証による必要な見直しを行うとともに、利用促進等により利用者数の向上を図ります。

また、市営バス奈川線については、一般県道大野田梓橋停車場線崖の下地籍の落石に対する松本建設事務所の対応を注視しつつ、暫定ルートによる運行を継続します。

イ 四賀地域においても、四賀地域バスを市が運行経費の一部を補助する協議路線として民間事業者による運行へ移行しています。四賀地区3系統のバス（市営バス四賀線、四賀地域バス、アルピコ交通(株)四賀線）により通勤・通学の足を確保しながら、より利用しやすい公共交通となるよう調整を図ります。

ウ 南部循環線は、平成24年10月のルート・ダイヤの見直しにより、松本駅アルプス口に乗り入れ、利用者が増加しました。利用状況等の評価・検証、同路線の運行に影響する道路改良等、必要な見直しを行い運行を継続します。

エ 松本市次世代交通政策実行計画の下、市全体の公共交通に関する整備・利用促進等を進めるため松本市地域公共交通網形成計画を策定しました。同計画に基づき、ネットワーク化された利便性の高い地域公共交通網の整備に取り組みます。

オ 地域主導型公共交通事業により、バス事業者からの廃止申出に伴う代替交通の確保や、交通空白地域の解消を図ります。また、既存の路線についても、地域と一体となって利便性向上に努めます。

カ 運行補助を継続するアルピコ交通(株)の生活バス路線については、利用実績、乗降調査結果等を評価・検証したうえで、運行の可否を含めて今後の方向性を検討します。

25 パークアンドライド事業

趣 旨

幹線道路や中心市街地の渋滞緩和を図るため、鉄道・バス・自家用車相互の接続性を改善し、自

家用車から公共交通機関への転換による環境にやさしいまちづくりを推進するものです。

主な経過

平成 13 年	3 月	松本市パークアンドライド実施計画を策定
	4 月 1 日	アルピコ交通上高地線新村駅に 50 台規模のパークアンドライド駐車場を開設
平成 14 年	4 月 1 日	アルピコ交通高速バス神林バス停に 27 台規模のパークアンドバスライド駐車場を開設（平成 15 年度に 55 台規模に拡張）
平成 19 年	3 月 18 日	JR 篠ノ井線平田駅に 77 台規模のパークアンドライド駐車場を開設
平成 22 年	4 月 1 日	神林パークアンドバスライド駐車場の管理運営をアルピコ交通(株)に移管（合わせて 130 台規模に拡張）
平成 24 年	4 月 1 日	平田駅パークアンドライド駐車場の有料化（出入口ゲート、発券機、精算機等の設置）
平成 26 年	4 月 1 日	店舗利用型パークアンドライド事業「エコ通パーク」を開始
	10 月 1 日	平田駅パークアンドライド駐車場拡張部分の供用開始（77 台から 133 台に拡張）

今後の取組み

パークアンドライド事業は、公共交通の利用促進等と組み合わせることにより、CO₂ の削減や渋滞緩和等に相乗効果が期待されることから、市民や交通事業者等と連携し、周知・啓発活動等に取り組めます。

また、パークアンドライド駐車場の利用状況を踏まえ、既存の駐車場を拡張するとともに市街地周辺となる適地に新駐車場を確保します。

26 上高地対策事業

目標

大自然の恵みと上手に付き合い、自然環境の保全を図りつつ、人と自然との共生を実現するため、河床上昇対策などの持続的かつ順応的な取組みと、エリアごとに保全対象を明確にし、ソフトとハードが一体になった防災対策による、安全安心な山岳観光地の形成を図ります。

経過

平成 25 年	12 月	市が「上高地の当面の課題に関する松本市の対応方針」を策定
平成 26 年	7 月	環境省を主体とした、上高地に関係する行政機関、団体による「中部山岳国立公園上高地連絡協議会」が「上高地ビジョン 2014」を策定
	9 月	国土交通省松本砂防事務所が、「上高地土砂移動メカニズム解明勉強会」を設置し、土砂移動のモニタリング調査に着手
平成 27 年	3 月	市が「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定
平成 28 年度		市が徳沢から横尾地区への管理用道路等インフラ整備に係る調査として、地形測量、協議資料作成等を実施
平成 29 年	2 月	松本市域行政機関連絡会議を開催し、「松本市上高地対策短期・中長期計画」の実施状況について経過報告
	3 月	中部山岳国立公園上高地連絡協議会が開催され、上高地ビジョン 2014 の取組状況を確認

今後の取組み

- ア 「松本市上高地対策短期・中長期計画」に基づき、計画的に対策事業に取り組みます。
- イ 恒久的な管理用道路、車道橋等の整備に係る調査及び関係機関との協議を進めます。
- ウ 管理用道路を設置するまでの間、既存の仮設道（治山作業道）の維持管理体制について、市が主体となり協議を継続します。